

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 27 年 7 月 24 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	小 川 久仁子
同	茅 野 誠

監査の結果に関する報告

第 1 監査の対象

平成 26 年 12 月から定期監査を実施した出先機関のうち、平成 27 年 4 月 28 日までに結果を取りまとめた 108 箇所（他の出先機関及び本庁機関については、今後、監査結果を取りまとめ次第、この 108 箇所を含めて報告する予定）

第 2 監査の実施

1 監査実施期間

平成 27 年 1 月 9 日から同年 4 月 28 日まで

（職員調査は、平成 26 年 12 月 2 日から平成 27 年 3 月 25 日まで実施）

2 監査の範囲

平成 26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要な応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要な応じて、前回監査実施後の平成 25 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の対象とした。

第 3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が 40 件認められ、その内訳は不適切事項 39 件、要改善事項 1 件であり、これを同等別に示すと次表のとおりである。

局 等	対象箇所数	指摘事項が		内 訳			
		認められた箇所		不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
	箇所	箇所	件	箇所	件	箇所	件
政 策 局	1	0	0	0	0	0	0
総 務 局	9	2	2	2	2	0	0
安全防災局	3	1	1	1	1	0	0
県 民 局	6	2	2	2	2	0	0
環境農政局	12	3	4	3	4	0	0
保健福祉局	12	3	6	3	6	0	0
産業労働局	9	1	1	1	1	0	0
県土整備局	12	6	13	6	12	1	1
企 業 庁	4	0	0	0	0	0	0
教育委員会	30	9	11	9	11	0	0
公安委員会	10	0	0	0	0	0	0
計	108	27	40	27	39	1	1

(注) 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

法令に違反すると認められる事案

予算目的に反していると認められる事案

不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案

事務処理等が適切を欠くと認められる事案

前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項 39 件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項 目	件 数	構 成 率
	件	%
予 算 執 行	2	5.1
収 入	2	5.1

支 出	3	7 . 7
会計事務処理	0	0
契 約	1 1	2 8 . 2
課 税 徴 収	1	2 . 6
工 事	0	0
補 助 金	0	0
現金・有価証券	0	0
財 産	9	2 3 . 1
庶 務	1 1	2 8 . 2
計	3 9	1 0 0 . 0

(2) 特記すべき事案の有無

不適切事項 39 件のうちの特記すべきものが次のとおり 3 件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

「過大支出又は収入不足の指摘でその規模が 5 万円以上のもの」、「支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が 10 万円以上のもの」、「収入又は支出に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの（契約手続に関するものを除く）」、「契約手続に関する指摘でその規模が 1,000 万円以上のもの」及び「上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が 1,000 円以上のもの」については該当がなかったが、「財産管理に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの」に当たるものが、次のとおり 1 件ある。

神奈川県財務規則の規定により、価額が 100 万円以上の物品（重要物品）については、不用決定をする場合には、本庁機関の課長の承認が必要であるとされているが、特殊用途自動車 1 点（台帳価額 8,490,000 円（平成元年取得価格））について不用決定する際に、本庁機関の課長の承認を受けず、所長の決裁で決定していた。

（安全防災局 神奈川県総合防災センター p5）

イ 内容的に特記すべき事案

「予算目的に著しく反しているもの」、「事務処理等が著しく不適切なもの」及び「前回監査の不適切事項について、是正、改善がなされていないもの」については該当がなかったが、「重要な法律・規則（政省令、条例を含む。以下同じ。）違反」で、「同一箇所で同一の法律・規則違反が 3 件以上あったもの」に当たるものが次のとおり 2 件ある。

(ア) 財産

足柄上合同庁舎に設置されている活性汚泥法の浄化槽については、浄化槽法及

び環境省関係浄化槽法施行規則に基づき、浄化槽管理者は、週1回以上の保守点検を実施することを義務付けられているが、事務処理の遅れから保守点検業務委託の契約締結が10月下旬となったため、平成26年4月から同年10月までの間保守点検を実施していなかった。

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所 p9)

(1) 庶務

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」において、職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分と定められている。また、職員に対し週休日に勤務を命じる場合には、当該週休日に勤務割り振りをを行い、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に定める期間（当該勤務した日の4週間前の日から8週間後の日まで）にある勤務日を週休日に変更する振替などを行うこととされている。

教諭1名が生徒引率等用務で週休日に勤務することとなったが、所要の振替を行わなかったため、同条例に定める1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。

(教育委員会 神奈川県立横浜清陵総合高等学校 p10)

3 要改善事項

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
該当する事案は認められなかった。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

「足柄上合同庁舎警備業務等契約における設計額積算に関する件」

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所 p9)

足柄上合同庁舎警備業務及び同庁舎第二別館の受付業務委託における設計額の積算について、改善が必要と認められるものがあつた。

同業務において、条件付き一般競争入札により選定を行っているが、入札に当たっては、国土交通省が実態調査に基づき決定した平成26年度建築保全業務労務単価等を参考として予定価格を積算しており、平成26年度における落札価格は11,070,000円であつた。

当該積算に当たっては、建築保全業務労務単価の警備員日割単価基礎額等から1時間当たり単価を算出し、これに仮眠時間等を除き警備業務等に従事する時間数を乗じて直接人件費を算定していた。その際、直接人件費の算定における仮眠時間数が、仕様書に定める業務内容から算出される仮眠時間数と一致していなかった。また、建築保全業務労務単価の警備員日割単価基礎は、別途夜勤手当及び宿直手当が支給されることを前提としているにもかかわらず、本件においては夜勤手当及び宿直手当の対象業務について日割単価並びに夜勤手当及び宿直手当が建築保全業務労務単価の意義と異なる内容により積算されていた。

したがって、本件の積算方法は業務内容を適切に反映したものと認められないため、今後は、より合理的な積算へ改善する必要がある。

4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は 27 箇所であり、また、認められなかった箇所は 81 箇所、それぞれの箇所を、その属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所（27 箇所、40 件）

ア 総務局（2 箇所、2 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県相模原県税事務所	平成27年2月5日（平成26年12月17日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の調定に当たり、収入科目を誤っているものが2件、1,965円あった。また、そのうち調定が3月を超えて遅れているものが1件、969円あった。
神奈川県平塚県税事務所	平成27年4月28日（平成27年2月9日職員調査）	（不適切事項） 税務事務において、法人事業税の申告内容の調査等に当たり、二以上の都府県に事務所等を有して事業を行う法人に係る課税標準額の分割基準の誤りを看過し、必要な措置を講じていなかったため、1件、10,000円が徴収不足であった。

イ 安全防災局（1 箇所、1 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県総合防災センター	平成27年2月6日（平成27年2月5日及び同月6日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、重要物品1点（台帳価額8,490,000円（平成元年取得価格））の不用の決定に当たり、神奈川県財務規則の規定により本庁機関の課長の承認が必要であるにもかかわらず、所長の決裁のみにより決定していた。

ウ 県民局（2 箇所、2 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県平塚児童相	平成27年2月	（不適切事項）

談所	13日（平成27年2月12日及び同月13日職員調査）	財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。
神奈川県厚木児童相談所	平成27年3月23日（平成27年1月16日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、非常勤職員の報酬の支払に当たり、源泉徴収税額表の適用を誤り、所得税及び復興特別所得税8件、3,838円が徴収不足であった。

エ 環境農政局（3箇所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県農業技術センター	平成27年1月28日（平成26年12月9日及び同月10日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、エレベーター2台の保守点検業務委託（契約金額492,480円）について、うち1台が故障により使用できないにもかかわらず、修理しないまま保守点検を実施し、当該エレベーター分として164,160円を支払っており、不適切な事務処理となっていた。
神奈川県立かながわ農業アカデミー	平成27年4月6日（平成27年1月13日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 （1）洗浄施設（実験用流し台2箇所）の設置に当たり、事前に水質汚濁防止法に基づく届出を行っていなかった。 （2）発酵施設（面積147㎡（常用））及び乾燥施設（畜糞乾燥機1箇所）での作業に当たり、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく設置許可を受けていなかった。
神奈川県畜産技術センター	平成27年1月26日（平成26年12月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、自家用電気工作物精密点検業務委託の契約の締結に当たり、競争入札を行うべきところ、見積合せを行い随意契約（契約金額1,058,400円）により契約していた。

オ 保健福祉局（3箇所、6件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県厚木保健福祉事務所	平成27年1月26日（平成26年12月9日及び同月10日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託の契約（契約金額4,412,880円）の締結に当たり、設計額の積算を誤り、設計額が16,913円過大のまま契約を締結していた。 2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 （1）非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額の適用を誤ったため、10件、78,870円が支給不足であった。 （2）一般管理費で雇用している非常勤職員の本人負担分に係る雇用保険料について、人材課の雇用保険料として控除すべきところ、受入所属を誤り、厚木保健福祉事務所の雇用保険料として控除処理しているものが8件、67,332円あった。
神奈川県立平塚看護専門学校	平成27年1月28日（平成26年12月16日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、物品34点（総評価額562,000円）の寄附受入れに当たり、神奈川県財務規則の規定により本庁機関の部長の承認が必要であるにもかかわらず、校長の決裁のみにより決定していた。
神奈川県精神保健福祉センター	平成27年1月21日（平成26年12月10日及び同月11日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、行政財産の目的外使用許可に伴う精神保健福祉センター庁費の立替収入の徴収に当たり、平成26年度の歳入として整理すべきところ、歳入の所属年度を誤り平成25年度の歳入としているものが1件、20,520円あった。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、非常勤職員の勤務先から直接出張先への経路で算定すべきところ、在勤庁を出発地とする経路で算定していた。

カ 産業労働局（1箇所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
---------	-------	--------------

神奈川県立産業技術短期大学校	平成27年3月24日（平成27年1月20日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、空調設備等保守点検業務委託（契約金額2,365,200円）における平成26年9月分の委託料1件（25,920円）の支払に当たり、履行確認後3月を超えて支払っていた。また、契約で定められた受託者からの作業報告書ではなく、受託者が再委託した者からの報告書に基づいて履行確認を行っていた。
----------------	----------------------------	---

キ 県土整備局（6箇所、13件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所	平成27年2月4日（平成26年12月17日から同月19日まで職員調査）	（不適切事項） 1 財産管理事務において、観音崎公園の占用許可に当たり、占用料の算定を誤って許可していた。これにより、占用料1件、6,570円を過大に徴収していた。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費2件、400円を支給していなかった。
神奈川県厚木土木事務所	平成27年1月23日（平成26年12月2日から同月4日まで職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の調定が3月を超えて遅れているものが1件、30,866円あった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 不動産鑑定評価業務の実施に当たり、報酬額の算定を誤ったため、1件、31,320円が支払不足であった。また、内容に不備のある不動産鑑定評価書を受理しており、履行確認が適正に行われていなかった。 (2) 庁舎保守管理等業務委託の契約（契約金額9,366,840円）の締結に当たり、「労働者派遣と請負により行われる事業との区分に関する基準」（労働省告示）に照らして不適切な条項があ

		った。
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	平成27年1月23日（平成26年12月12日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、非常勤職員報酬の加給の支給に当たり、支給期日を遅延して支給したものが1件、298,680円あった。
神奈川県厚木土木事務所東部センター	平成27年1月23日（平成26年12月8日から同月10日まで職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、県立公園の駐車場の管理許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、201円が徴収不足であった。
神奈川県西土木事務所	平成27年3月19日（平成27年2月6日、同月9日及び同月10日職員調査）	（不適切事項） 1 財産管理事務において、環境省関係浄化槽法施行規則の定めに基づく活性汚泥方式の浄化槽の保守点検を週1回以上実施すべきところ、平成26年4月から同年10月までの間実施していなかった。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。また、公用車を利用した経路と旅行命令の経路が異なっているものなどがあった。 （要改善事項） 「足柄上合同庁舎警備業務等契約における設計額積算に関する件」（前記3参照）
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター	平成27年3月18日（平成27年2月16日及び同月17日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、河川法に基づく土地占用料（212,260円）に係る延滞金を徴収していないものが2件、3,000円あった。 2 契約事務において、オイルタンク漏洩点検及びボイラー総合開放点検業務委託（契約金額342,900円）の実施に当たり、ボイラー総合開放点検報告書の提出を受けていないにもかかわらず、契約金額を支払っていた。 3 庶務事務において、公務出張に当たり、

		人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費 1 件、859円を支給していなかった。
--	--	--

ク 教育委員会（9箇所、11件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立図書館	平成27年4月19日（平成27年2月27日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県立図書館貯水槽及び排水槽等清掃業務委託の契約（契約金額467,640円）に伴う産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び産業廃棄物処分委託契約書（契約単価16.20円/kg）に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を明記していなかった。
神奈川県立近代美術館	平成27年3月12日（平成27年3月11日及び同月12日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったものが3件あり、そのうち旅費2件、1,878円を支給していなかった。
神奈川県立歴史博物館	平成27年3月3日（平成27年1月30日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県立歴史博物館燻蒸業務委託（契約金額1,544,400円）の履行確認に当たり、業務仕様書で定める完了届を受領していなかった。また、契約の相手方の業務履行が遅延していたにもかかわらず、履行遅滞に伴う違約金（6,503円）を徴収していなかった。
神奈川県立横浜清陵総合高等学校	平成27年1月19日（平成26年12月4日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、講師謝礼金1件（5,555円）の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税567円を源泉徴収していなかった。 2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。

		(2) 教員特殊業務手当 2 件、6,800円を支給しておらず、12件、40,800円を過大に支給していた。
神奈川県立商工高等学校	平成 27 年 2 月 25 日 (平成 27 年 1 月 8 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、部室棟外壁部材の剥落防止工事の契約 (契約金額 2,000,000 円) の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。
神奈川県立鶴嶺高等学校	平成 27 年 4 月 17 日 (平成 27 年 3 月 11 日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが 1 件あった。
神奈川県立厚木清南高等学校	平成 27 年 2 月 6 日 (平成 26 年 12 月 15 日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、時間外勤務手当 2 件、47,314 円を支給していなかった。
神奈川県立武山養護学校	平成 27 年 4 月 8 日 (平成 27 年 2 月 27 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、冷房機の賃貸借契約 (契約金額 13,482 円) の締結に当たり、長期継続契約の対象とならないにもかかわらず、年度を超えて契約を締結していた。
神奈川県立相模原中央支援学校	平成 27 年 1 月 13 日 (平成 26 年 12 月 2 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、空調設備保守管理業務委託 (契約金額 47,952,000 円) の実施に当たり、同契約に基づく業務従事者に係る提出書類を受託者から受領しておらず、履行確認が不十分であるなど事務処理が不適切であった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所 (81 箇所)

ア 政策局 (1 箇所)

神奈川県統計センター

イ 総務局 (7 箇所)

神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県緑県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県厚木県税事務

所、神奈川県自動車税管理事務所

ウ 安全防災局（2箇所）

神奈川県温泉地学研究所、神奈川県消防学校

エ 県民局（4箇所）

神奈川県立国際言語文化アカデミア、神奈川県中央児童相談所、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県小田原児童相談所

オ 環境農政局（9箇所）

神奈川県環境科学センター、神奈川県東部漁港事務所、神奈川県横浜川崎地区農政事務所、神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所、神奈川県農業技術センター足柄地区事務所、神奈川県立フラワーセンター大船植物園、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所

カ 保健福祉局（9箇所）

神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター、神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県立よこはま看護専門学校、神奈川県立ひばりが丘学園、神奈川県立さがみ緑風園、神奈川県食肉衛生検査所、神奈川県動物保護センター

キ 産業労働局（8箇所）

神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者就労相談センター、神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校

ク 県土整備局（6箇所）

神奈川県藤沢土木事務所、神奈川県県西土木事務所小田原土木センター、神奈川県横浜川崎治水事務所、神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県広域幹線道路事務所(平成27年3月31日廃止)

ケ 企業庁（4箇所）

神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所

コ 教育委員会（21箇所）

神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所、神奈川県立総合教育センター、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立横浜明朋高等学校、神奈川県立新羽高

等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立神奈川総合産業高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立秦野曽屋高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立保土ヶ谷養護学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立平塚養護学校、神奈川県立茅ヶ崎養護学校

サ 公安委員会（10箇所）

神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県座間警察署